

第百八回国参議院大蔵委員会會議録第一号

昭和六十二年二月十九日(木曜日)
午後一時三十分開会

委員氏名

委員長 井上 裕君
理事 大浜 方栄君
理事 梶原 清君
理事 山本 富雄君
理事 赤桐 操君
理事 堀出 啓典君
理事 岩動 道行君
理事 大河原太一郎君
理事 岡部 三郎君
理事 河本嘉久蔵君
理事 斎藤栄三郎君
理事 斎藤 文夫君
理事 中村 太郎君
理事 藤野 賢二君
理事 矢野俊比古君
理事 吉川 博君
理事 佐藤 三吾君
理事 丸谷 金保君
理事 八百板 正君
理事 多田 省吾君
理事 和田 敦美君
理事 近藤 忠孝君
理事 吉岡 吉典君
理事 栗林 卓司君
理事 野末 陳平君

辞任

一月二十五日
村上 正邦君

委員岩動道行君は逝去された。

辞任

一月二十六日
山本 富雄君

辞任

一月二十七日
佐藤 三吾君

辞任

二月十八日
佐藤栄佐久君

辞任

二月十九日
八百板 正君

辞任

岡部 三郎君
吉岡 吉典君

出席者は左のとおり。

委員長

井上 裕君

理事

大河原太一郎君
大浜 方栄君
梶原 清君
赤桐 操君
堀出 啓典君
岡部 三郎君
河本嘉久蔵君
斎藤栄三郎君
斎藤 文夫君
中村 太郎君
野末 陳平君

委員

補欠選任
中村 太郎君

委員

補欠選任
村上 正邦君

委員

補欠選任
野末 陳平君

福田 幸弘君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

山本 富雄君

吉川 博君

志苦 裕君

丸谷 金保君

山口 哲夫君

多田 省吾君

和田 敦美君

近藤 忠孝君

内藤 功君

栗林 卓司君

野末 陳平君

池田 行彦君

藤井 孝男君

大山 綱明君

斎藤 次郎君

保家 茂彰君

川合 淳二君

塩飽 二郎君

中村 光弘君

日出 英輔君

○理事補欠選任の件

○国政調査に関する件

○昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金につ

いての所得税及び法人税の臨時特例に関する法

律案(衆議院提出)

○委員長(井上裕君) ただいまから大蔵委員会を

開会いたします。

議事に入るに先立ちまして一言申し上げます。

本委員会の委員であられました岩動道行君は、

去る一月二十五日逝去されました。まことに哀悼

痛惜にたえません。

ここに、委員各位とともに謹んで黙禱をささげ、

哀悼の意を表し、御冥福をお祈り申し上げます。

どうぞ御起立をお願いいたします。黙禱を願

います。

(総員起立、黙禱)

○委員長(井上裕君) 黙禱を終わります。御着席

ください。

○委員長(井上裕君) まず、委員の異動について

御報告いたします。

本日、吉岡吉典君が委員を辞任され、その補欠

として内藤功君が選任されました。

○委員長(井上裕君) 次に、理事の補欠選任につ

いてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつて

おりますので、その補欠選任を行いたいと存じま

す。

理事の選任につきましては、先例により、委員

長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員の異動
十二月二十九日
辞任
中村 太郎君
補欠選任
村上 正邦君
一月六日

○委員長(井上裕君) 御異議ないものと認めます。

それでは、理事に大河原太一郎君を指名いたします。

○委員長(井上裕君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、租税及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(井上裕君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(井上裕君) 次に、昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題とし、提出者衆議院大蔵委員長池田行彦君から趣旨説明を聴取いたします。池田行彦君。

○衆議院議員(池田行彦君) ただいま議題となりました「昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案」につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昨十八日、衆議院大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

政府は、昭和六十一年度におきまして、米の生産抑制の徹底と水田利用の再編成を図るため稲作転換を行う者等に対し、水田利用再編奨励補助金を交付することとしておりますが、本案は、この補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、おおむね次のような特例措置を講じようとするものであります。

すなわち、同補助金のうち個人が交付を受けるものについては、これを一時所得の収入金額とみなすとともに、転作に伴う特別支出費用等は一時所得の必要経費とみなし、また、農業生産法人が交付を受けるものについては、交付を受けた後二

年以内に事業の用に供する固定資産の取得または改良に充てる場合には、圧縮記帳の特例を認めることとしております。

なお、本案による国税の減収額は、昭和六十一年度において約八億円と見込まれるのであります。衆議院大蔵委員会におきましては、本案の提出を決定するに際しまして、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(井上裕君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○赤桐操君 まず私は、本年度をもって終了いたします水田利用再編対策に引き続いて、六十二年からは水田農業確立対策が講じられようとしておるわけでありますが、顧みてこの九年間の経過を見て、水田利用再編対策についての農政当局としての評価はどのようにしておられるか、これをまず冒頭ひとつ伺っておきたいと思ひます。

○説明員(川合淳二君) ただいまお話がございました水田利用再編対策は、米の需給問題が発生いたしました四十一年以来、四十四年、四十五年と過渡的な暫定的な対策をいたしまして、四十六年以降本格的な稲作転換対策を実施してきた経緯と実績のもとに、五十三年から実施してきた事業でございます。

この水田再編対策におきましては、需要に即応して米の生産を計画的に調整することとともに、需要の動向に安定的に対応し得る生産構造の確立を期するという大きな目的として実施してきたわけでございます。

本対策は、五十三年以来、今お話しのごいまだたように、九年度間実施してきたわけでございますが、この間毎年度転作等の目標につきましては

達成されるということで着実に実施されてきております。その結果、次のような成果を得たというふうに私も考えております。

一つは、古米の在庫数量が減少いたしました。米の需給均衡の回復が図られた。同時に過剰米の発生防止によりまして、国の財政負担の増大を未然に防止してきたというふうに考えております。

それから二番目には、自給率の低いと言われております麦、大豆につきまして、転作物として推進してきた結果、転作物の作物についての割合でございますが、麦については約三割、大豆については約六割というところまでいってございまして、自給率の低い作物の生産にとつて転作物は重要な地位を占めるに至っております。

また、転作物の四分の一を占めます飼料作物につきましては、その大部分は大家畜農家によって作付けられており、畜産経営にも転作が取り組まれて、その経営の安定に役立っているというような点があります。また、野菜などにつきましては、高い収益を上げている事例も各地で見られるようになってきたということでございます。

また、一般的に申しまして、転作に真剣に取り組んでいる地域におきましては、中核農家への転作田の集積というようなことを通じまして経営規模の拡大が図られてきたという地域も見受けられております。

しかしながら、何と申ししましても長年かんがい農業を基本的な体質として進めてまいりました我が国農業の生産構造を転換するという大きな課題に對しまして、なかなか難しい面が今なお残っております。定着性のある転作営農の確立ということには、これから先なお相当の努力を要するといふふうに考えておるところでございます。

○赤桐操君 私は余りよくわからない点もありますが、転作を拒否をして大分抵抗をしておる地域がいまだにあるようでありますが、特に政府の奨励によつて稲作をスケールメリットを求めて大型なものに奨励をした時期があったようでありまして、その後、過剰米という形の中で大変反動が出

たように聞いております。そうした地域に対しては、これからはどういう方式をとるようになるんですか。

○説明員(川合淳二君) 米の潜在的な需給につきましては、今なおこのギャップが拡大する方向にあるといふふうに私も認識しております。したがって、米の需給調整ということが必要なのでございまして、同時に、最近におきます内外からのいろいろな情勢の変化というものは、私も土地利型農業と言つております水田を中心とした農業のより一層の生産性の拡大を図つていかなければならないということでありまして、この二つの大きな命題を、やはり日本農業の体質強化という観点から今後進めていかなければいけないわけでございますが、ただいまお話しのような湿地地域というところで今後の農業をどういふふうに進めていくかということは非常に難しい問題だと考えております。

しかしながら、今の需給事情を考えてみますと、米の計画的な生産は必要でございます。基盤整備の確立あるいは機械の導入というようなことを通じて、そういう地域でも転作が進められることが必要だと考え、それに向けての政策を進めておりますが、同時に湿地、あるいはどうしても米しかつけれないというふうな地域につきましては、この水田利用再編対策の第三期におきまして他用途米制度というようなものを導入して、価格は安いわけでございますが、つくりやすい米をつくらせてそれを加工用等に向けていくというような政策を取り組み、推進してきているという現状にございます。

○赤桐操君 九年度間という長期にわたつた中で、稲作からの転作を奨励金を出してもなお今日米の状態というのは過剰基調から脱することができない、こういう状態にあるわけであります。そこで、新しく六十万ヘクタールの減反面積を六十二年からは七十七万ヘクタールに拡大しよう、こういうわけでありましても、水田利用再編対策から水田農業確立対策に転ずる理由といひましょ

うか、両者の具体的な相違といいますが、こうしたものをひとつ端の御説明願いたいと思うんですが。

○説明員(川合淳二君) 先ほど申しましたように、水田農業につきましては米の計画的な生産ということが今後必要でありますとともに、構造改善による生産性の向上ということが必須の課題となつていくわけでございます。

他方、これまでの転作対策、本年度までやってまいりました水田利用再編対策におきましては、稲から他作物への転作ということに力点を置きまして私どももやってきたわけでございますが、ここにおきまして稲作の生産性向上という視点につきましては、もうひとつ十分でなかったというような御指摘があります。

こうした諸点を踏まえまして、水田農業確立対策といしまして来年度から私どもが実施しようと考えております事業、対策につきましては、今申し上げましたような我が国の水田農業の現状にかんがみまして、これまでの対策の経験も踏まえて実施していきたいと思つていられるものでございまして、一つは水田を活用して生産される作物、これは稲作とともに転作物物も含めまして生産性の向上を図ることとともに、地域におきまして農業の基本であります輪作というものをもう一度見直して、いわば地域輪作農法というようなものの確立を図る、同時に、需要の動向に即した米の計画生産を一体的に推進することとを考へていくわけでございます。

したがいまして主な相違点は、米の計画的な生産と同時に、その他の作物への転換につきまとして一体的に稲作、転作を通ずる生産性の向上、それから地域輪作農法の確立といった体質強化を中心と据えまして、需要の動向に即した計画生産と一体的に進めてまいりたいということが第一点。

それからもう一つは、従来ともすれば行政主導型と言われていたこの政策の推進に際しまして、生産者と生産者団体、こうしたものの主体的責任

を持った取り組みを基礎にいたしまして、生産者と行政とが一体的に推進するというのを第二点に考へております。

第三点は、従来の米から他作物への転換ということを重視した奨励措置にかえまして、構造政策を重視した助成措置ということにいたしたい。また、この転作を進めていく上には将来とも我が国の農業、稲作を担う地域、担い手において米生産が担われるように配慮するといった点を大きな柱といたしまして、来年から実施する事業を推進してまいりたいというふうに考へていくわけでございます。

○赤桐操君 今そういうような形でこれから始めるわけでありましても、転作に対する補助金の総額を見ますと、六十一年度で二千三百五十億円から六十二年度においては千八百二十六億円と減額をされることになっていく。要するに、単位面積当たりの補助金額は減額する、しかし対象面積は先ほどのような形で増え、大きくていく、拡大されようとしている。こういうわけでありまして、全体的に単位当たり補助金額は大きく下がるわけでありましても、果たしてこういう形で目的が達成できるんですか、今後六年間で。

(委員長退席、理事大河原太一郎君着席)

○説明員(川合淳二君) 来年度から実施しようと考えております水田農業確立対策におきましては、私どもは目標面積といたしましては、米の需給ギャップの拡大によりまして、本年度が、六十一年度でございますが、平年作であったといたしますと七十三万程度になるということ、同時に六十一年度の作況が一〇五ということ、当初の予想を大幅に上回るといふようなことで、在庫が四十万程度発生するといふようなことを考へまして、一方で生産者団体による自主調整保管というふうなことも考へていくわけでございますが、こうした背景から七十七万ヘクタールというふうに決定いたしましたところでございます。

助成につきましては、先ほども申し上げましたように、従来の米から他作物への転換を重視した奨励

措置という考へ方にかえまして、構造政策を重視した助成措置ということとするという考へ方に立ちまして、各地域におきまします農業者あるいは農業関係者の主体的な取り組みを期待いたしまして、望ましい水田利用形態に可能な限り誘導するといふような見地で助成体系を組んだところでございまして。

助成金の内容及び数字につきましては、基本額と加算額という二つの二本立てになっておりまして、加算額は、望ましい生産形態に向けて誘導するといふことを考へておりますので、こうした望ましい形で水田農業を展開した場合には、従来の転作の奨励金と比較して約八割程度というようなことを考へております。

いづれにいたしましても、水田農業確立対策といふことで私どもが取り組もうとしている点は、日本農業の基本に関する問題でございます。この課題が解決を図られることなくして日本農業の体質強化といふことは図れないわけでございまして。私どももこうした厳しい環境のもとで最大限の努力をいたしまして所期の目的を達成するように努力しなければいけないというふうに考へていくところでございまして。

○赤桐操君 今何といつても米の問題ということになるといふとアメリカでも大変な問題になっているわけなんです。昨年九月にアメリカの精米業者協会がアメリカの通商代表部に提訴をいたしました。以来、これが却下されたとはいひながら、米の問題が日米摩擦問題の焦点の一つとして浮上してきていることは、これはもう重要な政策課題でありまして、避けて通れない問題になってきているように思ひます。

そこで、このRMAの提訴は十月に却下はされただけであります。問題が解決されてはいない。そうした中で、日本側が米の輸入に際して本年半ばごろまでに何らかの対策を示さなければならぬ。これは米政府としては対応を示すことを求めてきているわけでありましますから、そういう立場に日本も追いつめられてくると思ひますが、ガット

の新ラウンドの場で米問題を取り上げる意向だと伝えられておりますけれども、政府としてはこれにどんな形でどうも対応しようとしているのか、アメリカとの関係を少し明らかにしてもらいたいと思ひます。

○説明員(日出英輔君) 今先生お話しになりましたように、昨年の九月にアメリカの全米精米業者協会が米国通商法三百一条の発動を求めた提訴に關しましてアメリカ政府が却下を決定いたしました。これは私どもとして一応の評価ができるというふうに申し上げたわけですが、同時に農水大臣が談話という形で申し上げましたように、我が国の米の問題をガットの新ラウンドの場において取り上げる意向を表明したことは、今後大きな問題を残すものであるというふうに申し上げたわけでございます。

米につきましては日本国民の主食でございます。大変大事なものでございまして、我が国としましては米については国内自給を基本方針といたしまして、また米の貿易制度は、ガット上承認された国家貿易制度であるというふうに考えた上で新ラウンドに臨むわけでございまして、新ラウンドの場において取り上げたいというアメリカ側の意向につきましては、我が国としましてはガット新ラウンドにおいて農業貿易に関する新たなルールづくり等に積極的に参加していく考へ方ではありますけれども、交渉の具体的な内容等につきましては今後多数回間で決定していく問題であるというふうに考へておるわけでございまして。

我が国としましては、米が日本農業の根幹をなす最も重要な農産物でありますことから、今後とも米の国内自給という基本方針のもとにアメリカ側の理解をさらに深めるよう全力を傾注するとともに、今後の対処について誤りなきを期してまいり所存でございます。

○赤桐操君 このRMAの提訴問題は、これはただ日本の米が国家貿易品目という位置づけに置かれていてということと自由貿易主義の立場から批判しているというだけのものではない、もっと深刻

なものと、こういうように私どもは認識をいたしております。米国の米産量の存亡にかかわる大変重大な問題である、こういうように見られてきているわけでありますが、農水省としてはどのように受けとめられておられますか。

○説明員(日出英輔君) 先生お話しのように、日本にとつては米は日本国民の主食でありますし、日本農業の根幹でもございます大変大事な問題でございますので、アメリカ側の方の稲作の事情も十分考えながら慎重に対処してまいりたいと思っております。

○赤桐操君 こういう米の輸出問題をめぐっての提訴という形で発展した背景というのは、大分アジアにおけるアメリカの米の締め出しが大きな原因だということに言われておりますね。アメリカはタイとの米の競争に負けたんだと、こういうようにいろいろ一部報道されておるわけでありますが、そうした形でアメリカがアジアにおいて市場を失ったものを、今度は日本にこれを求めようとするものだと、そうでないかアメリカの米は成り立たない、こういうことになってくるとこれはいささか大変な問題だろうと思ふんです。こういう見方はどうですか、農水省はどのようにお考えですか。

○説明員(日出英輔君) 全米精米業者協会の提訴の背景としては、いろんな立場のいろんな方々がおっしゃっております。私どもとしても先生お話しのようなアメリカの米の伝統的な市場でございました韓国でありますとかインドネシアが米の自給というのを確立しました結果、アメリカの市場がそれだけ狭まったという問題。それからタイとの関係でいいますと、アメリカの米のコストが高くなってきたということで、アメリカとタイとの関係でいいますと、アメリカが少し分がなくなってきたといったことも背景の一つとして言われていることについては十分承知しておるわけでございます。

○赤桐操君 アメリカもかなりいろいろと価格を低くするために補助政策を国内で行っているよう

でありますね、日本に対していろんなこと言っておりますが、

それで、私の認識がこれは正しいかどうかかわからないけれども、少なくとも米国はタイとの輸出競争でマーケットローン方式によるところの補助を行ってきた、こういうように聞いておるわけでありまして、

(理事大河原太一郎君退席、委員長着席) そういう中で価格比についてもかなり接近をきたしたというように聞いておりますが、米国の補助政策の内容と補助金の額、総額と標準的な生産者への補助金交付額、こうしたものを明らかにしてもらいたいと思ひますが、明らかにされる範囲で結構でありますけれども、お願いしておきたいと思ひます。

それからまた、多額な補助金がこうして出されてきているようでありまして、これからこういう状態がアメリカの国内で行われていくのかどうか。この私どもの認識が正しいのか、実はそうじゃないのか、その辺のところを少し明らかにしてもらいたいと思ひます。

○説明員(堀池二郎君) お答え申し上げます。アメリカの米についての支持のやり方についてのお尋ねでございますが、その前に、米も含めましてアメリカでは主要穀物につきましてかなり独自の価格安定制度をとっておりますので、それについてまず申し上げたいと思ひます。

アメリカでは穀物の生産農家に対し所得を支持するという見地に立ちまして、目標価格というものを毎年定めております。それとあわせまして、それよりも低い水準でございまして、ローンレートというレートを定めているわけでございます。農家は目標価格とローンレートの差額を政府から不足払いとして所得の支持を受ける、これがアメリカの穀物農家に対する支持の第一の特色でございます。

それからもう一つの特色は、ただいま申し上げましたローンレートが最低支持価格として果たす役割でございます。農家は出来秋に穀物ができま

すと、通常はこれを市場に売っていくわけでございますが、市場価格が非常に低い場合には、政府の定めたローンレートによりましてアメリカの商品金融公社、これは英語でCCCと略称いたしておりますが、政府の一機関でございます、このCCCに例えればブッシュェル当たり何ドルというあらかじめ定められたローンレートによって金融を受けるわけでございます。その金融の担保としてみずからの生産物である小麦でございますとか米を担保に供するわけでございます。そして市場の動向を眺めながら有利に販売する見込みが立った場合には、そのローンレートを返しまして、担保で供出をいたしました穀物をCCCから再び取り返しまして、これを市場により有利な値段で売るといふ二段階の不足払いとローンレートを最低下支えとする、いわば二重の支持を受けるという仕組みになっておるわけでございます。

もし市場価格がローンレートを下回るような非常に低い水準で推移をする、最近の非常な過剰状況のもとではそういうケースが多いわけでございますが、そういう場合にはローンレートの返還を断念いたしまして、それをギブアップするわけでございます。そのかわり既に担保として提供していたものの所有権を政府側に完全に最終的に移してしまふということになります。したがって、その段階でローンレートは借金の性格がなくなりまして、そのローンレートが最終的な農家の所得になるわけでございます。

大変回りくどく申し上げましたけれども、そういうことで目標価格とローンレートという二重の価格、行政価格によりまして不足払いとローンレートによる最低支持機能という二段階の支持を受けておるわけでございます。

これが一般的な穀物についての価格支持の仕組みでございますが、さらに米とそれから綿花につきましては、特に市場の状況が大変厳しいという判断にアメリカの政府が立ちまして、実は昨年から特別の支持制度を設けておるわけでございます。それがただいま先生からお尋ねのございま

たマーケットローンという仕組みでございます。米について申し上げますと、例えば一九八六年のローンレートはトン当たりで百五十九ドルというふうに定められているわけでございます。通常ですとこの百五十九ドルが政府による米農家に対する最低の支持になるわけでございますが、マーケットローン制度が導入されたことに伴いまして新たに一つ下の段階でリベイメントレートというのが定められることになっておりまして、農家はリベイメントレートでの水準で最終的にはローンレートを返却すればよいということになっておりまして、そのリベイメントレートは、これはかなり頻繁に変更がされるわけでございますが、ごく最近の数字で申し上げますと、トン当たり七十九ドルというのが米についてのリベイメントレートになっております。したがって、農家はこの七十九ドルの水準、あるいはそれ以下の水準で米を例えれば世界市場に向かって輸出をいたしました場合にも、百五十九ドル借りた借金のうち七十九ドルまで返せばよいということでございますので、その百五十九ドルと七十九ドルの差額部分につきましては政府が財政補てんをするということになっておるわけでございます。

さらに、米につきましては一九八六年度に目標価格が二百六十二ドルというふうに定められておりますので、米農家は結局一トン当たり二百六十二ドルの所得が補償されて、先ほど申し上げましたリベイメントレート七十九ドルとの差額部分のトン当たり百八十三ドルが最終的に財政の負担になるわけでございます。大変高い比率の財政負担によって農家の支持が行われているということでございます。

○赤桐操君 これはどうも聞けば聞くほど大変な内容なんでありまして、補助金の内容がアメリカでは大体一億単位でもってらっているということとを聞いたんですけれども、聞けばそういうことになるとどうも驚きますね。そうすると、こういう状態がこれからお続いていくということになりますという大変な問題になります、アメリカ

の国内情勢はそういう状況にあるんですか。

○説明員(塩飽二郎君) 今申し上げたような非常に手厚い保護がございまして、全体で昨年度は約二百六十億ドルぐらゐ穀物を中心にいたしました価格支持に要する財政負担がかかっているわけでごさいます。大変アメリカの全体としての財政赤字の中でも農産物の支持に要する財政負担が巨額になっているという問題が出てきておりまして、それを何とかしなくちゃいけないという反省に立ちまして、先ごろレーガン大統領が新しい議会に提出をした新年度の予算、あるいはそれに裏づけをされました新しい農業法の考え方が提案されてございますけれども、その中では、例えば目標価格を一年間に一〇%ずつ、三年間に三〇%切り下げていくといったような新政策が発表されて、今後そういう政府の提案をベースに議会で審議がなされていくことになると思いますが、現在世界的に農産物の輸出が非常に低下をいたしまして、アメリカの農産物の輸出が非常に低下をいたしまして、それが農家の経営を非常に圧迫しておりますので、財政負担の厳しさは一方にございますけれども、農家の所得の維持を図っていくという見地から、果たして政府提案のような思い切った改革が議会の審議においてどういふ推移をたどっていくのか、現時点では必ずしもはっきりはいたしていない状況でございます。

○赤桐操君 ちよつと伺いますが、そういう状況の中でアメリカの米が日本へやがて上陸すると仮定しますね。そういう状態になったときの日本の情勢はどんなふうになっていくんですか、米の状態は。私は余りよくわからないから尋ねるんですが。

○説明員(塩飽二郎君) 先ほど企画課長から申し上げましたように、私どもの考え方は、米についての国内の生産あるいは消費の重要性から見まして、RMAの提訴問題を契機とするアメリカの考え方は承知をいたしておりますけれども、そしてかつまた本件については今後ニューラウンドで取り上げたいというアメリカの意向もございますけれども、先ほど企画課長から答弁申し上げましたような日本の米の重要な位置づけを念頭に置いて対処をする所存でございまして、輸入されたとはいふ仮定の問題について現時点で答えられる立場でないわけでごさいます。これ以上申し上げられませんが、この御了承をいただきたいと思います。

○赤桐操君 わかりました。そうするともう一歩具体的なものになりますか、これもお答え願えないかな。

米国の場合、日本人の口に合う米というのは加州米だと言われているんです。私もこれはアメリカですしを食ったことがあるんです。加州米を向こうへ行っていると、腹が減っても米の飯が食べないものだから、大変うまく感じる面もあるかもしれませんけれども、それは一応割り引いて考えても、加州米が日本人の口に合うということはみんなが言っていることですから間違いないでしょう。その場合、具体的に消費者の手に渡ってくるのは、そうしたものを基礎ベースにしてでき上がった価格で日本に入ってくることになると思うんです。その場合に日本の価格とアメリカの価格では、これは日本の場合は食糧制度やいろいろありますから別になるかもしれませんが、これは大変な実は事態になると思うんですけれども、この辺のところはお答えいただけませんか。

○説明員(日出英輔君) ある種の仮定の議論で加州米の値段が単純に輸出価格として幾らぐらゐになるか、こういうことはある程度私どもの方も把握をしているわけでごさいます。これとても日本国内でどんなルートでどんな形で売れるかという点によりまして、日本の国内での価格の問題はまた全然別な問題になってまいります。そういうことだろうというふうに思っておりますが。

○赤桐操君 そういたしますと、いずれにしてもこれは大変な問題でありますので、また別途ひとつこの問題だけで本格的に取り組みたいと思っております。そこで、今度日本の現状の問題に戻りますが、

稲作はこれはすぐれてスケールメリットが反映しやすい分野だと、こう言われておられるわけでありす。米の国際価格もこれを反映しているものと思われまますけれども、主要な稲作を行っている国の一農家当たりの経営面積、これはどのくらいになっているのか、おわかりでしたら御答弁願いたいと思います。

○説明員(日出英輔君) 主要な稲作国といえますと、アジアの開発途上国が中心でございまして。これらの国の水田の面積はある程度把握しておられるわけでごさいます。残念ながら農家数が大変わかりにくいような状況になっております。

例えば、経営的にどんなふうなところかというところを数字がきちんとわかりますのは実はアメリカぐらゐでございまして。ちなみにアメリカの場合には、先生も御案内だと思っておりますけれども、一農場当たりの平均稲作付面積が百四十ヘクタールというところで、我が国の約二百倍ということになるわけでごさいます。

○赤桐操君 水田農業確立対策ということでこれから入るわけでありまして、これは経営面積の拡大をも相当志向しているものなんですか、本當の意図するところは。

○説明員(川合淳二君) 私どもやはり今後水田農業を確立するということを考えます場合には、何と申しましてもそこで生産される作物の生産性の向上というところが一番重要な課題でございまして、そのためには規模の拡大ということが一番重要だと思ひます。

ただ、我が国の農業は国土資源の制約というようなものもございまして、個別経営の規模を拡大するということだけでこの規模拡大を進めることは非常に難しいというふうに考えております。したがって、集団化を図り、そこにおきまして分散経営というような耕地の所有形態から脱却いたしまして、適正な機械作業単位を確保するといふような方向も取り入れて規模拡大を図っていくかなければいけないのではないかというふうに考えております。

○赤桐操君 それから、現在の食糧の赤字の問題であります。水田農業の確立対策と食糧制度の問題はこれからの大きな問題であります。この中の食糧の赤字については約四千五百億とされておりますが、今の政策としては、米全体に対して政府が管理をしていく、こういう建前になっておるようでありまして、全量管理制といひますか。これがやがて部分管理になっていくのではないだろうか、そういう中で政府の負担分その他についても削減されていくのではないだろうか、こういうことが農村で大きなさやかれていくようでありまして、この点についてはどんなふうにごさいますか。

○説明員(日出英輔君) 先生おっしゃいました全量管理ということを実は今食糧でやっておりますわけでごさいます。この全量管理という意味は、主食用でまいりますと五割強の政府米については直接売買をする、それから四割強の自主流通米については、政府は売買はいたしません。適当な助成をいたしまして価格の安定なり供給の安定というところを図るということで、全量管理と申し上げましたも全部を政府が買ったり売ったりするといふやり方じゃなくて、それぞれの米の特質に応じましてコントロールの仕方を変えたものを言っているわけでごさいます。

先生おっしゃる通りに、食糧全体としますと今先生もお話しになったようなお金がかかっているわけでごさいますけれども、これは今申し上げましたように、直接政府が売買をして必要な経費と、それから約一千億強の自主流通助成を合算したものでございまして。

部分管理論という議論につきましては、先生お触れになりましたけれども、この部分管理という言葉自体、実はいろんな使われ方があるようでごさいます。私どもが承知しておりますのは、政府が管理しております米のウェットをなるべく小さくして、残りは全部自由流通してしまえといひます。政府としては手をかけないようにするといひうようなことを意味して部分管理とおっしゃって

いる方が多いと思いますけれども、それでは米がやっぱ相場商品なり投機商品なりということになります。政府米のウェイトが相当ありませんと、価格の安定なり需給の安定ということがなかなか図れないというのが米の世界の問題だと思っております。そういう意味で、米を相場商品とか投機商品という形でするような管理方式に変えるという考え方は今のところ全くございません。

○赤桐操君 いろいろ伺ってまいりましたけれども、いずれにしても将来の稲作というのは、望むと望まないにかかわらず、経営面積の拡大、省力化、こうしたものを推進していかねければ成り立たなくなってくることは明らかだろうと思えます。しかしその当然の帰結として、米作農家の大部分が農業から排除されていかなければならぬ結果が生まれてくるわけでありまして、農家の八割を超える人たちが兼業農家だと、こう言われているわけでありまして、この人たちが米作を離れて自活しているかどうか。あるいは兼業農家の労働者は一般の労働者に比べて企業との雇用関係についてはどういう立場に置かれているのか。こういうことはこれから将来の問題として今考えなきゃならぬ段階に来ているように思えます。

この辺の状況について、農水省としてはどんなふうに認識をしておられるのか。兼業農家が多いだけに、私は大きな問題ではないだろうかと思っております。

○説明員(中村光弘君) 御指摘のとおり、我が国の兼業農家は非常に多いわけがございます。特に農業外の所得の方が農業所得よりも多い第二種兼業農家、この割合は総農家数の七割弱を占めておるわけでございます。

この第二種の兼業農家でございますが、これは自給的に生産をする、あるいは資産保有という観点から農業生産を行う、趣味的にやるといふことで生産をする、そういう農家が非常に多いわけがございますが、一般的に申しますと、そういう農家は技術的にも水準が低く、かつまた農業労働力

としても脆弱であるというような面があるわけがあります。ただ、御指摘のように広範に存在するというところでございます。

そこで、こういう農家は農家単独ではなかなか片づかないと申しますか、農外の所得というものが非常に割合としては高うございまして、御指摘のような農外所得の安定性という面もございまして、そういう点はございまして、農家のお互いの地域の中での協力体制、地域農業の組織化と申しますか、そういう点を推進いたしまして、地域の話し合いによつて兼業農家の農地の利用、これを中核的な農家に集める、そういう方向で担い手の規模拡大に資してまいりたい。

一方、兼業農家におきましては、そういうどうしても自家保有米、あるいは自分のホビーというように、そして一定の農業を続けながら農外の所得の確保に努めるという点で、あるいは地域の工業導入なり、あるいは職場の創設なり、そういう点での確保、こういうことに努めていく必要があると考えております。

○赤桐操君 最後に一つ伺っておきたいと思うんですが、集荷団体の自主調整保管というのが今度とは行われるようでございますね。そういう動きが出ておるようでありまして、いずれにしてもこういう形が出てまいりますという、超過米、自主流通米ですか、これの調整保管制度が導入されて、そこには保管料が伴ってくるというわけでおります。これはどのような程度に考えられているのか。また、生産者価格その他にはこれは影響があるのかないのか、ちよつと伺っておきたいと思ひます。

○説明員(日出英輔君) 今先生がお話しになりました自主調整保管でございますが、政府の米管理の役割といたしまして、需給の調整なり備蓄という問題がございまして、特にこの備蓄という問題につきましては政府の役割は非常に大事な問題だと思っておりますけれども、これは私どもは、一年持ち越し米を常に新米がとれましたときまで持っているということと備蓄をやつて転がしてお

るわけでございます。

この量につきましては一応百万トン程度が適正だろうというところで考えておるわけでございますが、昨年の米、またまた大豊作でございまして、作況指数一〇五、千六百六十万トンはとれたわけでございます。このままではまいりますと、ことしの十月末の政府米の一年持ち越し米、つまり六十一年度の持ち越し米が百九十万トンを超えるような状況になりまして、これをことしの十一月以降の米穀年度に売り切るといふのはなかなか難しい。

先ほど申し上げましたように、百万トン程度ぐらゐが売り切れるとしますとスムーズに売れる。私どもとしては百五十万トンまでは政府の備蓄の責任という点で、一年持ち越し米をこの十一月以降売つていこうと思つておりますが、百九十万トンとなりまして、これを四十万トン以上オーバーいたします。そこで、生産者団体といういろいろ協議をいたしまして、この四十万トンについては政府米という形ではなくて、自主流通の方で一年持ち越し米という形でこの十一月以降売つていく、それまでに自主的に調整する、これを先生おっしゃつたように自主調整保管というふうに言つておるわけでございます。

この経費については、今集荷団体の方が約百五十億、金利、倉敷等のために百五十億円をみんな各団体で集めておりまして、政府に面倒をかけずに自分たちでやつていこう、こういうことを言っているわけでございます。この前提は、平年作よりも約五十万トン多くとれておりますから、農家の実質的取り増しの増というのには千五百億ぐらいは豊作による実恵みがあるわけでございます。その点が百五十億円を出す、スムーズに出せる一つの背景になつたかと思つておりますけれども、この経費負担でございまして、今申し上げましたように、農家の実質的取り増しは六十一年度一〇五という作況で実質的にふえております。負担経費はその一部だということでございますので、実質的に消費者の方にしわ寄せするとかなんとかという話は今のところ全く聞いておりません。

○赤桐操君 終わります。

○塩出啓典君 過去九年間、水田利用再編対策が続けられてきたわけでありまして、その評価について今農水省の方からお話がありました。今も議論がありましたように、農業はこれから規模の拡大もしていかなければならない。けれども、いわゆる水田利用再編対策というのは大規模の農家も小さい農家も同じように水田を減らして、そういう意味では規模の拡大に逆行をしているんではないか、こういう意見があるわけでありまして、今農水省のお話では非常に在庫が減つたとか、そういうような財政的な面のみの成果の話があつたわけですが、農業の効率化とか、そういうような点についてはどのように考えているのか、今のような規模拡大等には逆行したんじゃないかという、そういう点の反省はありますか。

○説明員(川合淳二君) 五十三年度から水田利用再編対策を実施してきたわけでございますが、御承知のように、今なお米の潜在的な需給ギャップというのは拡大する傾向にあるということでございます。したがって、米生産を計画的に実施していく必要性は今なおあるわけでございます。

一方、日本の農業の体質を強化して、生産性の確立を図るということもまた非常に重要な課題でございます。こうした課題に対処するために、私も来年度から実施しようとしております水田農業確立対策におきましては、水田におきまして、何と申ししましても水田は日本の農地のうちで最も生産力の高いものでございまして、稲作と転作を通じます生産性の向上を図る、また、地域の輪作農法といったものを確立いたしまして、同時に、需給の動向に応じた米の計画生産を一体として推進するということを考えているわけでございます。米だけで生産性を上げるといふことはなかなか難しい情勢でございまして、水田の上に展開されます水田農業を通じて、規模拡大を図るとともに生産性を上げていくという取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○塩出啓典君 私は、いわゆる水田利用再編対策

が農業の規模拡大に逆行していたんじゃないかという、この点についての反省はあるのかとお聞きしたんですけれども、その点どうなんでしょう。

○説明員(川合淳二君) 水田利用再編対策は九年間にわたりまして推進してきたわけでございまして。私どもはこの対策を通じて、地域によりまして団地化あるいは中核農家への転作田の集積というようなものによりまして規模拡大が進められ、生産性の高い地域農業が展開されているというような事例もかなり見られるようになってきていると考えております。また、転作を契機にいたしまして集団の組織づくりというようなものも進んでおります。

したがって、この水田利用再編対策というものを通じまして、決して後ろ向きの流れということではなく、こうした非常に難しい問題ではございますが、問題を契機にいたしまして、地域によつては将来への芽となるような生産性の高い集団組織、あるいは経営規模の農家というようなものが生まれてきているということも事実ではないかというふうに考えております。

○塩出啓典君 それから、このポスト三期対策として水田農業確立対策においては、今もお話しありましたように、今後六年間、水田農業確立対策として奨励金からの脱却を目指す。六十一年度と六十二年度を比較しても既に減反面積は六十万ヘクタールから七十万ヘクタールに拡大するけれども、転作奨励金の総額は二千三百五十億から千八百二十六億と二三%の減少になっておる。私ども今の内外の情勢から見て、こういうふうな農業への補助金が減少の方向にあるということ、これは非常に望ましい方向だとは思いますが、これが六十七年度までにゼロにしていこうという見通しがあるのかどうか。今のお話ではいろいろ並べておられますけれども、どういう方法でやるのか、その根本的な考え方というか、それをお話しただきたいと思ひます。

○説明員(川合淳二君) 私ども来年度から実施しようとしております水田農業確立対策は、昭和六

十二年度から六年間の期間をもって実施したいと思つております。この対策の期間中に構造の転換等を図りながら転作の定着を推進していくということでございます。

先ほど来申し上げておりますように、私どもはこの対策の基本は四つの柱を考へておりまして、水田におきます転作、転作を通ずる生産性の向上、地域輪作農法の確立、それと同時に米の計画生産を一体的に進めるとのこと、それから生産者あるいは生産者団体の主体的な取り組みを基礎に生産者団体と行政がいわば車の両輪のごとく一体となつて推進する、さらに対策推進のため、従来は米から他作物への転換を重視した奨励措置というふうな考へておりましたものを構造政策を重視した助成体系とする、またもう一ついたしまして、七十七万ヘクタールを実施するわけでございまして、この配分に当たりましては将来とも農業及び稲作の生産を担う地域あるいは担い手というようなものに十分配慮して行つて行つて四つの柱を考へておるわけでございまして。

この場合、本対策終了時に奨励金からの脱却ということができるといふようなお話でございまして、私どももいたしましては、あくまでも本対策終了時には、全国の水田におきまして稲作と他の作物とが合理的かつ有機的な組み合わせによりまして、生産性の高い水田輪作農業というものが確立されるということを目指しまして、奨励金からの脱却を図つていくということが私どもの一番大事な努力を要する点ではないかというふうに考へております。

○塩出啓典君 そういう点、非常になかなか難問でございまして、ぜひひとつ農林省の御健闘を期待しております。

それから、この転作奨励補助金に対する今回の税制上の特別措置に対してその効果についてどのように考へておるか、あれは三百万農家が対象になつておるわけですが、金額的には減税額は今八億四というふうなお話で、非常に配賦農家の数から見れば金額が非常に余りにも少ないという気も

するわけですが、そういう点、この法案の政策的な効果というものをどのように考へておられるか。

○説明員(川合淳二君) 五十三年から実施してまいりました水田利用再編対策に際しまして、水田利用再編奨励補助金を交付してきただけでございまして。本対策につきましては、先ほど御報告申し上げましたように、九年連続して目標が達成されておりました。これは各種の転作条件の整備対策あるいは推進事業と加へまして税制上の特例措置はついでに御配慮があったことが、地方公共団体を初め農業団体が積極的に取り組む姿勢を強めるとともに、農業者の理解と協力を得るための大きな手段になつたというふうに私は考へております。

特に転作を大規模に実施している農家は、何と申しましてその地域で中核となるような専業的農家でございまして、本制度の適用がこうした大規模に転作を行っている農家に、より恩恵が厚く加えられるというふうな制度でもございまして、そうした農家を励ます意味で非常に効果があつたというふうに私は考へております。同時に、こうした農家が農業を担つていくように今後も進めなければいけないという農政上の方向にも沿つた措置であつたのではないかとこのように考へております。

○塩出啓典君 農産物貿易摩擦の解消策を検討中のOECD、経済協力開発機構がベイエ事務総長試案を作成中とのことであります。その内容は、過剰な農業生産の縮小に向け、OECDが開発した農業保護指標をもとに、国別の保護政策縮小目標を立てるものであり、過剰をたらずほどの自給率向上政策は正当化されないとして、暗に日本の米保護政策を批判したものと聞いておりますが、これに対する農水省の見解はどうか。

しかし先ほどもお話がありましたように、アメリカもかなりこの米には日本以上の保護政策があるわけでありまして、そういう点で日本だけが矢面に立つこともおかしい。これはやはり世界各国

がそういう過剰な保護政策を改めていくという、そういう方向でやつていくべきではないかと思うのでありますが、この点についての見解はどうでございまして、お尋ねします。

○説明員(塩出二君) OECDで最近、今先生がお話のございましたベイエ事務総長を中心に行つたしまして、最近の世界の農産物貿易の、率直に言ひまして大変な過剰、価格の低下、あるいは在庫の累積という形であらわれてございまして、そういう問題にOECDとしても取り組むべきだということ、事務総長を中心に検討が過去三、四年間継続的に行われてきております。多分ことしの五月のOECDの閣僚会議でも本件がかなり重要な問題として取り上げられるんじゃないかというふうに予測をいたしております。

現在、OECDの事務総長がこの問題を検討している内容につきましては、大変膨大なものなんでございますが、一口に申しますと、現在の過剰問題、これはいろんな原因がございまして、OECD加盟国を中心とした世界の各国が、農業者の所得支持という目的ではございまして、農業者に対するいろんな形の支持政策をやつていまして、それがやへり過剰を生み出し、需要にマッチしない市場条件をつくり出してきているという認識に立つて、したがつてこういう問題を今後片づけて需給の均衡を回復していくためには、各国の支持政策について協調して、これを何らかの形で削減の方向で努力をしていく必要があるというふうな内容のものが中心になつていまして、このように理解をいたしております。

こういう問題についての認識の仕方については、私どもも事実上即して考へますと、ある程度首肯ができる内容ではないかというふうに判断をいたしますけれども、そういう問題の原因になつております各国の農業支持政策の運営につきましては、各国のそれぞれの農業の置かれた実態、あるいは農業がそれぞれの国家の中で果たしている社会的、経済的、あるいは地域の経済の発展に果たすいろいろな多面的な役割、位置づけを

持っているわけでございまして、そういうものを度外視いたしまして、一律に支持を引き下げていくとか、あるいは助成をカットすればいいという考え方はなかなかとれないんじゃないか。

それで、余計なことではございますが、日本は、御承知のように、農産物については世界で最もネットでは輸入の多い国になっております。反面、自給率は先進国としては最も低い部類の国になっているわけでございまして、食糧の安全供給、安定的な供給の確保、あるいは地域の健全な発展なり国土の保全といったような農業の果たすべき役割を直視しますと、日本の農業についてこれ以上の縮小を迫られるということは大変望ましくない事態でございまして、そういうことにならないように、このOECDの検討に当たりまして、日本の農業が置かれた実情を十分踏まえて対応できるように私どもとしては対処していきたいと考えておるわけでございまして。

○塩田啓典君 最後に、私は広島にいるわけでありまして、大蔵委員長も広島で、御存じだと思います。広島にはマツダという自動車産業がありまして、大変な円高の中で自動車産業の関連企業というのは物すごくコストダウンを強いられ、いますね。そういう中で本当にもう生きるか死ぬかという死ぬ思いで、そうしてまた百五十円でも耐える体制に努力をしておると。それが農業の場合は、ある学者は農業で見ると一ドルが百五十円ではなしに七百円だと、こういう意見もあるわけですが、むしろ本当に国際的にコストダウンの努力をしなければならぬ農業の分野が、本当にあの自動車産業の先端産業がコストダウンに努力しているほどのそれだけの真剣さでやっているのかどうかという、そういう点でだんだん日本の産業の格差が出てくるんじゃないかなという、そういうようなことを私たちも心配するわけでありますけれども、これは一遍に急に転換もできないし、いわゆる護送船団方式がよくないんだとか、いろんな議論もありませんが、しかし農業がつぶれてもいけない。そういう意味ではやっぱり早くから方向を

示して、それに誘導していくということが非常に大事じゃないかと思うんですが、そういう点で農水省としてもそういうコストダウン、やっぱり世界の競争にある程度太刀打ちできるようなそういう農業の確立を目指して努力をしていただきたい。だから農業等も、先ほどの話にありましたが、趣味的にやっている農業と本当に生活のためにやっている農業と、そのあたりを差別をする、あるいは本当に農業を集团的にやっていくところにはもっと税制面、いろんな面で優遇していくとか、そういうような点も加えるべきだということ、小倉税調会長のそういう話も私読んだわけですが、そういうような一つの新しい方向をいろいろ努力をしていただきたい、こういう点についての御意見を承って質問を終わります。

○説明員(川合淳二君) 私ども昨年農政審議会から「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」という御報告を受けております。ここには、現在置かれている内外の情勢のもとでできる限りの農業の体質強化を図れ、ということが書かれております。私どもはこの答申を踏まえて今後施策の具体化を図るということを考えております。

○近藤忠孝君 まず最初に申し上げておきますことは、水田農業確立対策という新しい減反政策についてであります。これも既に指摘がありましたが、減反面積を六十万ヘクタールから七十七万ヘクタールと大幅に拡大する一方で、転作関係補助金は大幅に削減するということで、これまで以上に米つぶしを進めるという、さらには今まで重視してきた、建前としては重視してきた転作対策をも放棄するという、こういう点で反対であります。しかし、この法案は水田利用再編奨励補助金に係る税負担の軽減を図るということで賛成ということをお願いしたいと思います。

中身に入りますが、この新減反政策の結果、十アール当たり平均の転作関係補助金は三万六千円から二万三千円と、これは三六%も大幅削減されております。この新しい減反政策のねらいは何で

あるか、まずお答えいただきたいと思えます。○説明員(川合淳二君) 私どもが米年度から実施しようと考えております水田農業確立対策は、水田を活用いたしまして生産される作物の生産性の向上を図る、同時に地域輪作農法の確立を通じて必要の計画にのぞいた米の計画生産を実施する、これを生産者、生産者団体の主体的責任を持つた取り組みを基礎に一体的に推進することと考えているわけでございまして。

本対策の主な内容は、水田における稲作と転作を通ずる生産性の向上を通じて水田農業の体質強化を図るといふ、生産者と行政がいわば車の両輪のごとく一体的に推進していく。さらに、従来の転作物への転換を重視した奨励措置にかえてまして構造政策を重視した助成体系をとることによりまして、水田農業の体質強化を図るということ、これを最も重要な柱といたしまして進めていくこととしておるものでございまして。

したがって、今回の配分に当たりまして、将来とも我が国の農業の稲作生産を担う地域、担い手というところについて十分配慮をしたというように、この構造政策への推進に資してまいりたいというふうに考えているわけでございまして。

○近藤忠孝君 今までも十七万ヘクタールも多い七十七万ヘクタールの減反をしますと、これは平年作でも一年間で見た場合に国民の需要量を賅うことができないんじゃないか。こういう点はどうか。

○説明員(日出英輔君) 水田農業確立対策をつくります前に米の需給計画を私どもとしてつくりましたが、大体この水田農業確立対策の前期の平均的な需要量を二十五万トンというふうに置きまして、潜在生産量その他を計算しての七十七万ヘクタールという数字をつくらなければならぬわけでござい

ます。ただ、お断りしておきますと、この七十七万ヘクタールのうち約四万ヘクタール程度のは、先ほどお話し出ておりました四十数万トンの自主

調整保管、いわゆる超過保管分の解消を二年間でやるということで、約四十万トンと考へまして、これを二十万トンずつ減らすということで大体四万ヘクタールずつ各年転作を強化するという分が入ってございまして。ですから、七十七万ヘクタールのうちで四万ヘクタールは超過保管の解消分、それから七十三万が通常の分と、こういう形になるわけでございまして。

○近藤忠孝君 しかし、不作にでもなると古米を食べなきゃならない、あるいは不作が続くと当然輸入しなきゃならない。既にこれはもう二年前に韓国米の緊急輸入があった大問題になったところでありまして、そういうことから見ると結局米の輸入自由化に道を開くことになるのではないかと、今回のこの政策が、この点どうです。

○説明員(日出英輔君) 先ほどお答え申し上げましたように、この七十七万ヘクタールの前提としたしましては、既に政府の在庫として百五十万トン、一年持ち越し米を持っていく。平年作でまいりますとこの百五十万トンが毎年残るような形になります。そのほかに一年持ち越し米としてはなかなか処理し切れぬ分、これが自主調整保管分ということ、四十数万トン出るわけでござい

ます。ですから、百五十万トンについては備蓄分ということで持ってまいりますので、少々不作が続きましても簡単に需給が逼迫するといったようなことは、通常はないものだというふうに考えておるわけでございまして。

○近藤忠孝君 ところで、この補助金はどういうところに使われているんでしょうか。○説明員(川合淳二君) 水田利用再編対策におきまして奨励金は、転作を実施することを補助条件として農業者に交付されるということでございまして、その使途について特別な制限は加えてござい

製あるいは出荷というようなための共同利用施設の整備等を行っておりますので、このような整備への交付金の支出ということが考えられると思っております。

いずれにいたしましても、転作の定着化、生産性向上を含む農業経営の改善に充てられているというふうに考えております。

なお、六十二年度から実施する水田農業確立対策におきましては、農業者に交付いたします水田農業確立助成補助金につきまして、農業者が組織する集団等へ一括して交付するというような道も開くことにいたしております。これを通じまして、極力地域ぐるみで行う小規模な土地改良とか、あるいは共同利用施設の設置というような転作条件の整備、あるいは水田農業確立のための相互扶助の体制づくりというようなものに誘導していきたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 今言われた転作の定着化あるいは生産性向上、また先ほども言われた体質強化ということを考えますと、この補助金がどう使われておったのか、これは全部じゃなくてもいいと思ひますよ、それは幾つか取り出してでも調査をしておくといいのは、これは大事なことじゃないかと思ひますが、その点どうです、今後の問題も含めて。

○説明員(川合淳二君) 私どもこの奨励金につきましては、特にその用途について制限を加えないということと実施してきているわけでございますが、それは何と申しましても、日本全国にわたります農業の展開が地域によって各種各様であるということ。特に、地域の実情に合わせてこの奨励金を活用し転作農業の定着を図るということを進めてきております。私ども事例的にはそうした営農の展開について幾つかの事例調査は行っております。そうした過程で奨励金の使途というふうな視点でこれを見ることは可能だというふうに考えております。

○近藤忠孝君 じゃ、その今見た部分的でも、あるいは視点でも、それはどうですか。

○説明員(川合淳二君) 今先生お話のありましたような視点に立つて、今後いろいろな調査の中ではそうした点についても留意していきたいと思っております。

○近藤忠孝君 次に、この補助金、三六%も大幅に削減することは、安心してつくれる作物が米以外にない、こういう現状のもとでは農家の生産意欲を奪うことにならないのか、農業生産全体の縮小をもたらすことにならないか、こういう点についてはどう考えていますか。

○説明員(川合淳二君) 先ほどから申し上げておりますように、私ども今回の水田農業確立対策の推進に当たりましては、生産者、生産者団体の主体的な責任を持った取り組みを基礎に、行政と生産者が一体となって推進することと考えております。さらに、従来の転作というものを重視した奨励措置に変えまして、構造政策を重視した助成体系としております。こういう観点に立つて、生産者、行政が一体となって、いわば車の両輪といたしまして今後の我が国の農業の確立、体質強化ということで、地域ぐるみでこの問題に取り組んでいくという体制のもとで私どもの課題を解決していきたいというふうに考えております。

○近藤忠孝君 次に、これは日経連の「内需拡大問題についての意見」、昨年十二月十一日です。その中にこういう指摘がありますね。
「この際、思い切って市場開放を含めたコメの完全自由化を進めるべきである。農業改革の最終目標は、産業として自立しうる農業の確立であるが、その際のコメとして早急に実施すべきことが食糧制度の抜本的見直しである。」
こういう指摘がありますが、これについてはどう受けとめ、どう考えていますか。

○説明員(日出英輔君) 食糧の問題、さらには米の輸入自由化の問題につきましては、今お話しになりましたようないろいろな議論が最近出ているわけですが、一つ、まず輸入の完全自由化について先生お触れになりましたけれども、現実には米の国際的な貿易事情を考えますと、米は小

表とかトウモロコシ、大豆その他と違ひまして、そもそも商品生産といえますか、貿易を前提にした生産が行われてないというふうに言つてよからうかと思ひます。主な輸出はアメリカとタイ、それから貿易量が生産量の四%ないし五%ということで、ほかの小麦とか大豆に比べますと一けた小さい数字になっております。つまり、アジアの米作国は全部自給を前提にした生産をしておるということでございまして。そこで、日本のような一億二千万人を抱える国が、そういった商品生産を前提にしておきませんような米の状況の中で完全貿易自由化ということ自体はどうかという議論がございまして。

それからもう一つ日本の場合には、御存じのとおり、先ほどお話ししましたような七十七万ヘクタールという膨大な生産調整をやっているわけがございまして、その中で、例えば他用途利用米といったような形で従来の農家手取りの半分ぐらゐのところでつくるとなると低コストの米づくりなんかも別途非常に努力をしておるわけがございまして。そういう状況のもとで自由化ということについては大変好ましくないというふうに考えておるわけがございまして。

○近藤忠孝君 好ましくないというのはわかりましたが、ただ例えば農政審、これがごく最近やはり食糧制度の見直しに取り組むことを決めた。となりまして、今の日経連の提言、また先ほども指摘があったアメリカからの米の自由化要求、そういうものの中で進んでいくんですね。となりまして、今心配されているのは日本経済の空洞化、日本の資本が海外に行くのと逆に、日本の弱い産業、エネルギーそして農業、やつと支えられている米さえもこういう大きな圧力、あるいは国内からもそういう指摘がある。となりまして、今好ましくないと言ったんだけど、それで本当に空洞化を野放しにすることになってしまひはしないか、こういう心配があると思ひますが、それについてもう一度お答えいただきたいと思ひます。

○説明員(日出英輔君) 食糧制度に関係しますいろいろな提言一つ一つございまして、それにつきましては割愛させていただきますが、御質問の中にごさいました例えば日経連の提言でございまして、これにつきましては例えば農業の現状とか役割とか米の位置づけ、そういったことにつきましてはなかなか幅広い検討を重ねてつくってございまして。そういう意味で大変私どもとして評価ができる面も実はあるわけがございまして、食糧について五年以内の段階的な部分管理への移行ということで、これにつきましては種々私どもから言いますと、技術的な問題点かもしれないませんが、米の需給なり価格の安定という面ではどういう制度を考えているのかということについては幾つかの大きな疑問があるわけがございまして。

そういう問題は別途ありますが、私どもの方としましては、実は農政審議会でこの食糧につきましては、他の価格政策の問題、それから構造の問題と並びまして、これから農政審の企画部会の小委員会では勉強するという一つのテーマになっていることは事実でございまして、特にどこからどういことが出たからという農政審の企画部会で一つのテーマとして勉強するというわけではなくて、農政審自体として食糧の管理の基本的枠組みにつきましては、今後中長期的にさらに検討を深めるべき問題であるということと自体を農政審の報告の中で触れておりますので、これを引き続いて勉強し検討を深めていく、こういうことで小委員会をつくって勉強するということに考えてやるつもりでございまして。

○近藤忠孝君 終わります。

○栗林卓司君 これまでの質疑と重複しない範囲で二点についてお尋ねを農水省にいたしたいと思ひます。

問題は生産性の高い水田農業をどうつくっていくかということなんですが、行政と生産者が一体になってやり抜くんだというお話でありますけれども、気持ちにはわかるんですが、そのときにどうい手段を使つて生産性の高い水田農業をつくっていくのか、そのときの手段というのは一

体何なんだろうかという点をまずお示し願いたいと思うんです。

もう少し申し上げますと、価格政策を使うのか、補助金を使うのか、あるいは限度数量管理を使うのか、いろんな行政手段があるわけですから、生産費所得補償方式の価格政策を使つてまいりま

す、これはもう生産性向上が反映されない制度、

仕組みでありますから、これはとてもだめだと。じや補助金はということになりますと、これもまた生産性向上に対するインセンティブとしてはほとんど働いてこない。では限度数量管理は、これもまた生産性向上に対してはほとんど刺激する役割を果たさないように私は思ふんですが、この生産性の高い水田農業の確立というのは確かに目下の重要課題だと思ふんです。

今転換作物をつくっておりますけれども、麦にしても大豆にしてもそれを含めて価格支持をしなからやうていこうとしますと、これまで米が中心だった食糧管理制度が転換作物を含めた大型の食糧管理制度に変わっていくだけであつて、とても維持できないことは火を見るよりも明らかであります。したがつて、米と転換作物を合わせたこの輪作対策なら対策で結構ですが、全体としての生産性をどうやって高めていくのか、そのときの行政のツールというのは一体何なのか、これは今非常に考へておかなければいけない問題ではなからうかと思ひますので、この点をまずお尋ねします。

○説明員(川合淳二君) 私ども内外の厳しい社会経済情勢の変化の中で、一方お米の潜在的な需給ギャップが一層拡大するといふようなこと、同時に、今御指摘のような土地利用型農業部門の規模拡大と生産性向上ということが緊急の課題であるといふことをごさいます。

す。私もこれはこの一つ一つがどれが一番大事で、どれが要らないといふことではございせんが、今後の方向といたしましては、構造政策と整合性をとつた上で生産対策なり価格政策を進めていくといふことが今後の方向ではないかといふふうに考へております。

○栗林卓司君 ひとつ意見を求めて申し上げますけれども、自発的に生産性を向上させるというところは、どうやって生産者が自発的にコストを下げていくかといふことだと思ふんです。そういう環境をどうつくるかといふと、これはだれしも思ふのは、市場メカニズムをどうやってそこに導入していくかといふことになるわけでありまして、そういう市場価格政策によらないで生産性が本当に向上できるかどうか、私は非常に疑問に思ふんです。そこで市場メカニズムを日本の農業にどの程度入れることができるか、難しい問題でありますけれども、私は前向きにもう検討する時期でござい

ます。あと伺つておきたいのは、例のウルグアイ・ラウンドの問題でありますけれども、この農政審の「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」の中でもそれに触れて書いてはあるんですが、必ずしもよくわからないものですか、一応この記述のとおり今後進んでいくのであらうかといふ点をお尋ねしたいと思ひます。

これは「ガットにおける新しい農産物貿易ルールづくりの状況を踏まえ、現行の農産物貿易制度について、例えば関税による措置のよさに国際的な市場価格が国内にも反映され得るような方向で、我が国農業に占める当該品目の」途中抜かしまして、「市場アクセスの一層の改善に積極的に取り組んでいくべきである。」こう書いてあるんですが、おおむねこの方向に沿つて今後ガットの多角的交渉は臨んでおいでになるのでありましようか。こうなりますと、実はこちらの面からも先ほど申し上げました市場価格への接近といふことは、これはもう逃げられないのではないらうか。

しかもウルグアイ・ラウンドは、焦点は農産物と知的所有権でありまして、ここで日本がどれだけの大きな貢献ができるかといふことが、このラウンドが成功するかしないかの分かれ道になつていくような気が私はしているんであります。そこで従来の伝統的なこの問題に対する政府の姿勢を大きく脱皮して、農政審のここに書いてありますような形で踏み込んでいけるのでありましようか、この点を伺ひます。

○説明員(日出英輔君) 先生お尋ねの前半の価格の問題でございしますが、特に米価との関係のよう方聞に聞かれましたが、一応私どもの立場を御説明させていただきますと、生産性向上を図つていく、ないしは生産性向上を価格に適切に反映していくことだらうと思つております。これにつきましましては当然のことだといふふうに思つておるわけでございします。

米価の算定につきましましては、いわゆる基本的には生産費方式を使つておりますから生産性が上がつてまいりますとそれだけ価格が下がつてくる、こういう関係がストレートに出てくる算定方式でございします。その中でどんな形で生産性向上をよりの確に反映していくかという宿題が当然あるわけでございします。

農政審の報告では、生産性向上を的確に反映するといふ立場だけじゃなくて、もう一つ、やや言い方は違ひますが、同じことを指しているといふふうに理解しているわけでございします。今後の稲作の担い手に着目しました価格政策をやつていく、これも今先生おっしゃつたようなお話を一つ通する面があらうかと思つております。

生産者米価の算定方式につきましましては、昨年米価審議会で見直し検討するよにといふような宿題も出ておりますので、私も今そういう面で、農政審の報告も出たことでございします。事務的でございしますけれども、勉強を今やつておる、そういう状況でございします。

○説明員(塩越二郎君) ウルグアイ・ラウンドについての我が国としての考え方についての御質問

にお答え申し上げます。

御案内のように、昨年の九月に閣僚會議がウルグアイ・ラウンドのスタートとその基本的な枠組みについて合意したわけでありまして、ことしになりましてその基本的な枠組みに基づきまして具体的な交渉分野についての今後の当面の交渉の計画がほぼ決まつた段階でございします。農業につきましても、ちょうど今ジュネーブで第一回の実質的な交渉が、農業グループを場といたしまして交渉が始まつたわけでございします。

ただ、お尋ねがございしました今後農産物のウルグアイ・ラウンドにおける進展は一体どういふうになるんであらうか、それに対して日本としてどういふうに対応していくのかといふことでございします。基本的には、やはり輸入面についてはいわゆるアクセスの改善、あるいは輸出補助金などを中心にいたしました輸出競争の秩序化といつたような抽象的なことは今後の交渉の基本的な枠組みとして決まつておりますけれども、具体的にどのような進展になるのか、まだ始まつたばかりで予測は難しいわけではございしますが、一つは、やはり過去のガットの交渉の最も典型的な形でございします関税をお互いに下げていくといふようなタイプの交渉も当然農産物については予想されま

すけれども、現在の農産物の需給事情、大変動で市場の状況が厳しい状態にございしますので、輸出あるいは輸入国双方にとりまして、やはりガットの農業面でのルールをもう一度しっかり見直そうといふルールの見直しの取り組みといふのが一つ大きく想定されるんじゃないかといふうに見えております。この点では、日本はやはり何といひましても世界第一の農産物の輸入国でござい

ます。そういう立場を基本にしながら、現在のガットの輸入面でのルールが実態に即したようなルールが実現するよに、日本の立場を十分踏まえながら対応していく必要があると思つております。

それからもう一つは、ルールの改定というものに必ずしも包摂されない先ほどお話がございまし

たような各国のそれぞれが講じております農業支持政策自体を問題にするような動きもあるいは出てくるのではないかなという気がいたします。それからまた、これは比較的ECがそういう立場をとっておられるわけですが、それぞれの問題別にいわゆる商品協定のものを結びたいとして、それをベースに世界農産物の一層の秩序化を図っていくというようなタイプの交渉も予想されるところでございます。

しかし、何分にも今始まったばかりで、どういふ点に各国の力が置かれて交渉が展開していくのか予想が難しいわけですが、日本の農業の実態を踏まえながら、一方では日本として新ラウンドに基本的には積極的に貢献をしておいていくという基本的な立場はございますが、日本農業の置かれた特別の立場というものを十分踏まえて交渉をやっていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

○委員長(井上裕君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、岡部三郎君が委員を辞任され、その補欠として野沢太三君が選任されました。

○委員長(井上裕君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井上裕君) 御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和六十一年度の水田利用(再編奨励補助金)についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(井上裕君) 全会一致と認めます。よつ

て、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(井上裕君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時七分散会

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願(第一号)

一、子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願(第二号)

一、業たばこ生産基盤の抜本的強化対策の早期確立に関する請願(第一四号)

一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第一七号)(第一八号)(第一九号)

一、大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第二〇号)

一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第二二号)

一、子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願(第二三号)

一、大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第二四号)(第二五号)(第二六号)(第二七号)(第二八号)(第二九号)

一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第三〇号)(第三二号)

一、大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第三四号)(第三五号)(第三八号)(第三九号)(第四〇号)(第四一号)(第四二号)(第四三号)

一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第五四号)

一、大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第五五号)(第五六号)(第五七号)

一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第五八号)

第一号 昭和六十一年十二月二十九日受理

大型間接税の導入、マル優の廃止反対 国民本位の税制改革に関する請願

請願者 神奈川県相模原市富士見三ノノ

一八相模原民主商工会内 田中脩 外六百三十五名

紹介議員 近藤 忠孝君

政府が導入を検討している大型間接税は、あらゆる商品、サービスに課税されるため、物価をつり上げ消費不況をますます深刻にする。また、低所得者ほど重い負担がかかり、中小業者は膨大な実務などの負担を強いられるものである。我々は、このような税をつくらなくとも軍事費を削り、大企業優遇税制を正して五十兆円を超える内部留保(資本金十億円以上)を国民に還元すれば、財政再建や国民本位の大幅減税は可能であると考える。ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、すべての商品、サービスに税金をかけ、低所得者ほど重く、中小業者に負担となる大型間接税は、いかなる名目、形式を問わず導入しないこと。

二、マル優(少額貯蓄非課税制度)の廃止は行わないこと。

三、大金持ち中心の減税でなく、所得税・住民税の課税最低限を年所得三百万円(四人世帯)まで引き上げること。

四、中小業者と家族専従者の働き分(自家労働)を認めること。

五、大企業・大資産家に対する税の特権的減免をやめること。

六、税金は軍事費や大企業向けの補助金などに

使うのではなく、暮らしと福祉、教育、中小企業対策など国民のために使うこと。

第二号 昭和六十一年十二月二十九日受理

子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願

請願者 大阪府堺市庭代台四丁二ノ三 野上淑子 外二十四名

紹介議員 香取タケ子君

成長期にある子どもたちにとって、たばこは大人以上に健康を害するものであるにもかかわらず、高校生、中学生、さらには小学生の喫煙は広く流行しており、次代を担う子ども・青少年の健康影響は誠に憂慮すべき状況にある。この対策は、国レベルの取組に待つところが大きく、子ども・青少年の心身の健全育成を図るため、このような子ども・青少年がたばこに染まりやすい社会環境の抜本的改善を行い、また喫煙者にたばこの害について正しい知識を与え、たばこの害から国民の健康を守るために、次のような対策に順次取り組むようにされたい。

一、たばこの広告・宣伝を制限・規制し、あるいは業界の自主的中止を指導すること(諸外国ではほとんど禁止、又は自粛され、あるいは禁止されようとしている)。

二、たばこ会社のスポーツや健康、あるいは青少年に関係する行事・番組などのスポンサーも制限・規制し、あるいは業界の自主的規制を指導すること。

三、たばこ店以外や買置き店でのたばこ販売を制限・規制し、また試供品としての、あるいは販売促進のためのたばこの無料配布を禁止すること。

四、未成年者のたばこの入手が可能・容易ならばこの自動販売機は、未成年者のたばこ流行の一大要因となっており、未成年者喫煙禁止法に照らして問題があり、未成年者の使用が可能ない一般屋外などでの設置を制限・規制すること。

五、たばこの外箱に、有害性についての正しい注意・警告表示をすること（周りに及ぼす害や、子ども・青少年、妊婦への害を含む。）

第一四号 昭和六十二年一月十三日受理

業たばこ生産基盤の抜本的強化対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五

二 水田伸三

紹介議員 沢田 一精君

たばこ産業は、国及び地方団体の財源確保に大きな役割を果たすとともに、その生産、製造、販売を通じて、地域経済の発展など国民生活安定に大きく貢献している。しかしながら、業たばこ生産者は、二度にわたる関税引下げや、外国製たばこ輸入自由化等により、目下大幅な生産調整を余儀なくされている。加えて、国がさきの日米交渉を通じて、本年四月から実施することとした製造たばこの関税撤廃措置は、熊本県業たばこ生産者に与える打撃がより一層深刻であり、また、地域経済、地域農業の発展に多大の影響を及ぼすことは必至である。よつて、関税撤廃がたばこ産業並びに業たばこ生産に及ぼす影響に十分配慮され、国際競争力の強化を図る上で、業たばこ生産基盤の抜本的強化対策を早急に確立し、実施されたい。

第一七号 昭和六十二年一月二十三日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市南区皿山二ノ一ノ一 武

田守也 外二千六百八十三名

紹介議員 野田 哲君

中曽根首相は、第三二回国会で、直間比率の是正など抜本的な税制改革に取り組み考えを明らかにした。今、進めるべきことは、応能負担の原則に反する一切の不公平な税制の是正、特に、大企業・大資産優遇措置を始めとする特権的な減免税を改めるとともに、不要不急の歳出を削減することである。こうすれば大型間接税などの新税の創設をし

ないでも、所得税・住民税等の大幅減税と財政再建が可能なはずである。ついで、次の事項について実現を図りたい。

- 一、いかなる大型間接税も導入しないこと。
- 二、最低生活費非課税の原則を確立し、課税最低限の引上げによる大幅減税を行うこと。
- 三、不公平税制を改めること。

第一八号 昭和六十二年一月二十三日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡県飯塚市伊岐須一八六ノ五

原進 外二千六百四十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一九号 昭和六十二年一月二十四日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡県八女市西唐人町一ノ二五〇

ノ三 猪口浩二 外二千六百八十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二〇号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分県宇佐郡安心院町新原一八五

小野玉枝 外九百九十九名

紹介議員 田淵 勲二君

中曽根首相はシャープ勧告によつてつくられた戦後税制が三十五年を経過した今、ゆがみ、ひずみが出てきたので、抜本的見直しが必要になったとして、昨年来種々論議を重ねてきている。今、我が国の税制で改革すべきことは、応能負担の原則に反する一切の不公平な税制の是正、特に大企業・金持ち優遇措置を始めとする特権的な減免税を改めるとともに、不要不急の歳出を削減することである。

ある。こうすれば、大型間接税の導入・郵貯非課税・マル優の廃止・年金課税の強化などしないで、所得税・住民税等の大幅減税と財政再建は可能である。ついで、次の事項について実現を図りたい。

- 一、いかなる大型間接税も新設しないこと。
- 二、課税最低限（人的控除）の引上げ、税率の改正による大幅減税を行うこと。
- 三、応能負担の原則に反する一切の不公平税制を改めること。
- 四、マル優・郵貯非課税の廃止・年金課税強化など弱い者にしわ寄せになるような税制改悪を行わないこと。

第二一号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 茨城県日立市東金沢町五ノ二八ノ

一〇 中振齊 外二千二百九十五名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第二二号 昭和六十二年一月二十六日受理

子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願

請願者 新潟市五十嵐二の町八、〇五〇新

潟大学教育学部内 皆川興栄 外一名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第二四号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 三重県伊勢市河崎二ノ一五ノ七

大阪勝彦 外五千二百二十名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二五号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 三重県四日市市山城町一、〇五六

ノ六 松田裕行 外五千名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二六号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡宇久町平郷一、八

〇四 上村香 外四千六百八十八名

紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二七号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 広島県呉市阿賀南四ノ一三ノ九

浜本博視 外一万四千九百九十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二八号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分市佐野二、三三〇ノ一 木本

良夫 外九百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第二九号 昭和六十二年一月二十六日受理

大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 静岡県富士宮市弓沢町一、〇六六

市川陸雄 外三百五十四名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三〇号 昭和六十二年一月二十六日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 福岡市中央区大濠二ノ一三ノ一七
本田敏彦 外二千三百十五名
紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三一号 昭和六十二年一月二十六日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 茨城県勝田市市毛八九七ノ七
津武子 外二千四百十六名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第三四号 昭和六十二年一月二十七日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 大分県別府市南石垣四組 高橋憲
二 外八千九百九十九名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三五号 昭和六十二年一月二十七日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 大分市大手町一ノ三ノ七 佐藤喜三郎 外二百九十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三八号 昭和六十二年一月二十八日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 山口県徳山市城ヶ丘三ノ一ノ三二
大川悦子 外二千六百三名
紹介議員 青木 薪次君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第三九号 昭和六十二年一月二十八日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 静岡県島田市河原二ノ一ノ九
大畑豊 外四千九百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四〇号 昭和六十二年一月二十八日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 大分県津久見市新町一四ノ七 谷本清 外三千四百六十名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四一号 昭和六十二年一月二十八日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 三重県安芸郡河芸町中別保一、八四一 古市信子 外四千九百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四二号 昭和六十二年一月二十八日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 三重県上野市四十九町一、三四九 岡沢秀治 外四千四十名
紹介議員 及川 一夫君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四三号 昭和六十二年一月二十八日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 静岡県富士宮市青木三四七ノ七
佐野朱実 外四千九百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四四号 昭和六十二年一月二十九日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 福岡市南区長住四ノ一三ノ一〇
吉岡輝夫 外二千五百名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第五五号 昭和六十二年一月二十九日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 大分県日田市清岸寺町九六ノ三
羽野洋子 外千名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五六号 昭和六十二年一月二十九日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 福岡県豊前市前川一、〇九五 森田博文 外五千七百四十九名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五七号 昭和六十二年一月二十九日受理
大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願
請願者 長崎県大村市久原一ノ一〇〇 田中武 外千四十五名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五八号 昭和六十二年一月二十九日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願
請願者 茨城県日立市滑川町三ノ三ノ三二
庄司和江 外二千三百七十五名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、老年者年金特別控除制度に関する請願(第六八号)
一、大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第六九号)(第七〇号)(第七一号)
一、大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願(第七八号)
一、大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第七九号)(第八〇号)
一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第九九号)
一、子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願(第一〇五号)
一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第一〇六号)(第一一〇号)(第一一一号)(第一一二号)
一、大型間接税の導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願(第一一三号)
一、大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願(第一二五号)(第一三三三号)

第六八号 昭和六十二年一月三十日受理
老年者年金特別控除制度に関する請願
請願者 福島市五老内町三ノ一 福島市議会
内 島貫義衛
紹介議員 八百板 正君
現行租税特別措置法における老年者年金特別控除制度は、昭和六十二年十二月三十一日をもって期

第五部 大蔵委員会会議録第一号 昭和六十二年二月十九日【参議院】

一三

限切れとなるが、福島市における高齢人口（六十歳以上）は総人口の十パーセントを超え、年々構成割合が高くなっている現状にあり、高齢者の生活安定には特段の配慮が望まれているところである。ついで、公的年金等受給者の生活安定を図るため、今後においても老年者年金特別控除制度を継続するとともに、控除額を引き上げられたい。

第六九号 昭和六十二年一月三十日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 静岡県周知郡森町森二、三九五ノ一 田中利郎 外四千九百九十九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第七〇号 昭和六十二年一月三十日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 広島県因島市三庄町七四七 岡野 五司 外五百九十七名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第七一号 昭和六十二年一月三十日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分県津久見市徳浦宮町三ノ三三 島越昭子 外九百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第七八号 昭和六十二年一月三十一日受理
大型間接税の導入、マル優の廃止反対、国民本位の税制改革に関する請願

請願者 札幌市中央区伏見三ノ九ノ一〇 高橋昌子 外百一十一名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第七九号 昭和六十二年一月三十一日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願（二通）

請願者 広島県因島市土生町二、四二二ノ一四 木下完一 外三千五百五十五名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八〇号 昭和六十二年一月三十一日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願

請願者 大分市関園七二五ノ一 小手川謙治 外九千八百四十九名
紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第九九号 昭和六十二年二月二日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡市城南区茶山二ノ二ノ二七 永沼克己 外三千四百九十九名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一〇五号 昭和六十二年二月三日受理
子ども・青少年及び国民の健康を守るためのたばこの広告・宣伝の制限等に関する請願

請願者 東京都荒川区荒川七ノ九ノ二二ノ七〇五 禁煙教育をすすめる会内大木薫
紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇六号 昭和六十二年二月三日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区堅町一ノ七ノ一 六 崎田真由美 外千九百九十九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一〇号 昭和六十二年二月三日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 茨城県多賀郡十王町友部二二五ノ四 赤津義男 外二千二百六十七名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一一号 昭和六十二年二月三日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡県筑後市水田二五九ノ四下 川紀美男 外二千九十八名
紹介議員 対馬 孝且君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一二号 昭和六十二年二月三日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 佐賀市嘉瀬町中原一、六九四ノ一 詫間ナツエ 外二千四百四名
紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一一三号 昭和六十二年二月三日受理
大型間接税導入反対、所得税の大幅減税等に関する請願（二通）

請願者 大分県豊後高田市草地四、一四〇 早田智恵子 外千九百九十九名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一二五号 昭和六十二年二月四日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願（二通）

請願者 福岡県筑後市熊野一三二ノ二坂 井正之 外五千二百二十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

第一三二号 昭和六十二年二月五日受理
大型間接税の導入を取りやめ、大幅減税等に関する請願

請願者 福岡県甘木市上秋月三〇三 野村 美智代 外二十五名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一七号と同じである。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
一、昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆）

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

（所得税の特例）
第一条 個人が、政府から昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和六十一年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法昭和四十年法律第三十三号（第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の要因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交

付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行による減取見込額は、約八億円である。

二月十九日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十八日)

一、昭和六十一年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(衆)

昭和六十二年二月二十六日印刷

昭和六十二年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局